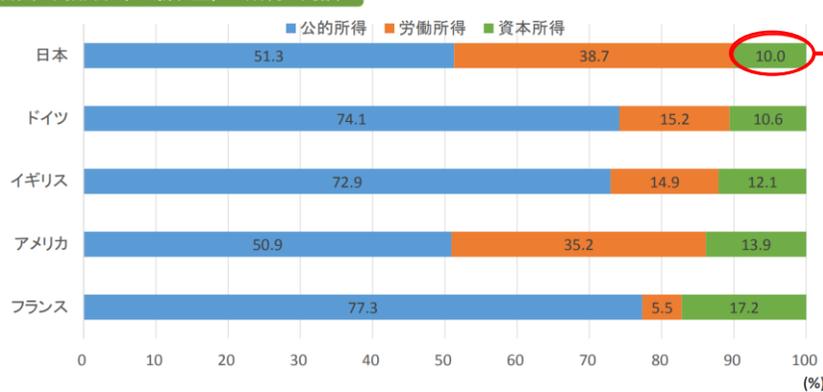


資産所得倍増プランの策定に 当たっての基本的な要望

資産所得とは

資産所得…金融資産が生み出す収益。具体的には利息や配当、値上がり益（キャピタルゲイン）によって生まれる所得を指す。

各国の高齢者（65歳以上）の所得の内訳



(注) 労働所得は給与所得と自営業所得を含む。日本は2012年、ドイツ・フランスは2014年、イギリス・アメリカは2015年の所得の内訳。
(資料) OECD(2017), Pensions at a Glance 2017

出所：金融庁 人生100年時代における資産形成

各国の平均所得金額

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ
全世帯の平均所得金額	560.2万円	821.3万円	588.1万円	608.0万円
高齢者世帯(※)の平均所得金額(勤労所得・年金を含む。)	318.6万円	629.5万円	450.1万円	454.7万円

(※) 高齢者世帯：日本は65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯。
アメリカ・イギリスは世帯主が65~74歳の世帯。ドイツは世帯主が65~69歳の世帯。
1ドル=110円、1ポンド=145円、1ユーロ=124円で換算。
(資料) 日本：厚生労働省「平成29年国民生活基礎調査」
アメリカ、イギリス、ドイツ：労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較(2018)」から1世帯当たりの年間所得を推計。

- 日本の高齢者は資本所得の割合が低い
- 高齢者世帯の平均所得金額も主要欧米諸国と比べて低い

我が国個人の金融資産2,000兆円のうち、その半分以上が預金・現金で保有されている。この結果、米国では20年間で家計金融資産が3倍、英国では2.3倍になっているが、我が国では1.4倍である。家計が豊かになるために家計の預金が投資にも向かい、持続的な企業価値向上の恩恵が家計に及ぶ好循環を作る必要がある。

(出所) 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 (2022年6月7日閣議決定)

投資による資産所得倍増を目指して、(…中略…) 政策を総動員し、貯蓄から投資へのシフトを大胆・抜本的に進める。これらを含めて、本年末に総合的な「資産所得倍増プラン」を策定する。

(出所) 経済財政運営と改革の基本方針2022 (2022年6月7日閣議決定)

投資フレンドリーな環境整備に向けた打ち手

「貯蓄から投資」の流れを本格化させるために、
投資フレンドリーな環境整備を構築することが不可欠

① 政府のコミットメント明確化と金融教育の強化

② 確定拠出年金、NISA制度の抜本拡充

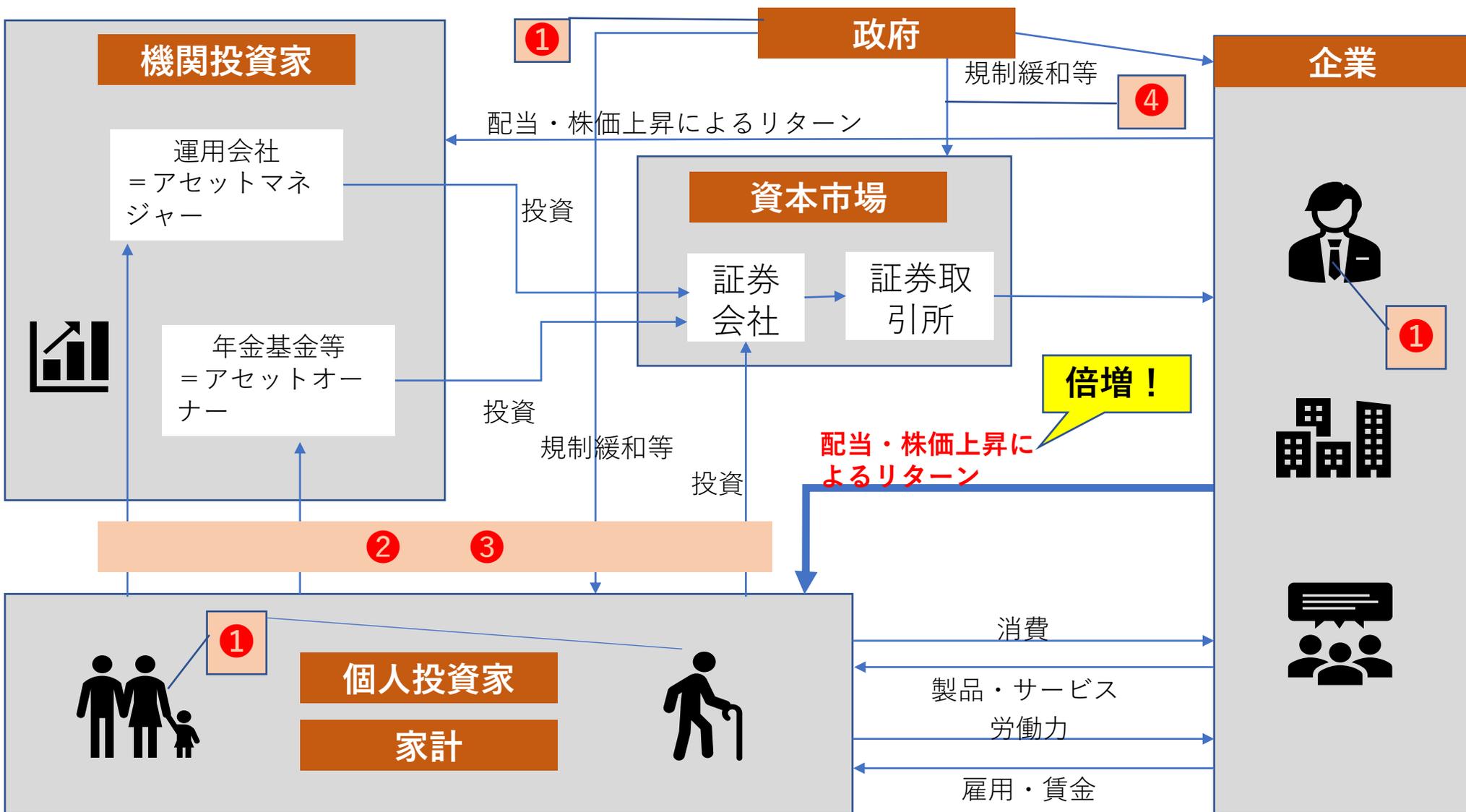
③ 金融のAPIエコノミー強化

④ 投資フレンドリーな環境整備に向けた規制改革

インベストメントチェーン上の位置づけ

①政府のコミットメント明確化と金融教育の強化
③金融のAPIエコノミー強化

②確定拠出年金、NISA制度の抜本拡充
④投資フレンドリーな環境整備に向けた規制改革



①政府のコミットメント明確化と金融教育の強化

●変わらない貯蓄と投資の比率

家計の投資（債券・株式・投信）比率は、統計でさかのぼれる**97年以降15%前後で推移**（22年3月時点：16%）。預金も25年の間、おおむね50～55%をキープ。確かに18年以降、一般NISA・つみたてNISAの残高増が著しいが、**資金循環全体の中ではまだ規模が小さい**。

⇒「貯蓄から投資」の流れを**抜本的に強化**すべく、政府が国民に対し投資を促す**不退転**の姿勢が不可欠。デジタル庁の創設等を踏まえ、投資と成長の好循環を構築する上でも、デジタルを積極的に活用するべき

⇒資産所得の倍増は、新たな投資や消費増などを通じて日本経済に**裨益**する。

⇒資産所得倍増の動きに水を差す**金融所得課税強化には極めて慎重であるべき**

●金融リテラシーの向上が急務

日米の金融リテラシーに関する調査を比較すると、「金融教育を受けたことがある」と認識している人の割合は、**日本7%に対して米国20%**。また、「金融知識に自信がある人」（「とても高い」と「どちらかといえば高い」との合計）の割合は、**米国では回答者の71%を占めており、日本の12%を大きく上回っている**。

（出所）金融広報中央委員会「金融リテラシー調査（2022年）」

⇒国民に安定的な資産形成を促す上では、**世代を問わず金融リテラシーの向上が不可欠**。金融教育を強力に促す税制・予算措置の拡充など、**総力戦**で国民の**金融リテラシー向上を後押し**することが望まれる。

②確定拠出年金、NISA制度の抜本拡充

確定拠出年金 (企業型DC、iDeCo)

①現状の課題

- 確定拠出年金は退職後の資産形成を支える重要な制度だが、国民年金第1号被保険者の場合、iDeCoが月額6.8万円※、企業型DCの場合月額5.5万円※※（年額66万円）の拠出限度額がある。
 - 若年期には枠の使い残しが発生する一方、40-50代にはより多く積み立てたいニーズが派生
 - 英国では生涯限度額は1.7億円超が設定されているほか、年間拠出限度額も500万円超と大きく設定されている。
 - わが国での生涯を通じた拠出限度額を想定すると、国民年金第1号被保険者の場合、50年で最大4080万円、企業型DCの場合、50年で最大3300万円。
- ※国民年金基金等との合算枠、※※DBとの併用ではなく企業型DCのみの場合

②政策

- 拠出限度額を月単位ではなく生涯枠として定め、若年期に十分な拠出ができなかった場合でもあとから余分に拠出することを可能とするべき**
- 他国の生涯限度額を踏まえ、わが国においても老後生活を賄うのに十分な年金を得られるよう、倍以上の水準をメドに生涯の拠出限度額を拡大する。**

⇒**資産所得を倍増させるなら、非課税枠も少なくとも倍に。**

②確定拠出年金、NISA制度の抜本拡充

NISA

①現状の課題

- 証券会社のNISA口座における投資未経験者の割合は右肩上がり増加しており、2021年末では一般NISA口座で47.4%、つみたてNISAで87.2%に達する。20~30代の若い世代最も口座数が多く（約300万口座）、つみたてNISAが投資未経験者・若い世代の投資促進に寄与している。
- 一方、NISA利用者は依然として成人人口の2割弱にとどまるため、つみたてNISAを一層推進していく必要がある。

②政策

- わかりやすい制度で国民のゆとりある老後の生活基盤とするべく、つみたてNISAと一般NISAを一本化した上で、年間拠出限度額を120万円で統一。
- 投資可能期間の無期限化もしくは大幅な延長をするほか、適時適切なポートフォリオを構築すべくNISA枠内でのスイッチングを可能とする。

⇒**余裕のある老後の生活を可能とする制度に改め、国民に安定的な資産形成を促すべき**

②確定拠出年金、NISA制度の抜本拡充

つみたてNISAの抜本拡充案

	No.	項目	NISA拡充案	現行	
				つみたてNISA	一般NISA
提言事項	①	制度	つみたてNISAと一般NISAを一本化	つみたてNISAと一般NISAのどちらかを選択	
	②	非課税保有期間（最長）	無期限（ロールオーバー廃止）	20年	5年（10年）
	③	年間非課税枠	120万円	40万円	120万円
	④	投資可能期間（最大）	無期限	20年 （2042年まで）	5年 （2023年まで）
	⑤	商品の買い替え（スイッチング）	可 （拠出額の枠外）	不可（拠出額の枠内算入）	
	⑥	投資対象商品	投信・株式・ETF・REIT （単元未満株含）	投信・ETF	投信・株式・ ETF・REIT
	⑦	買付方法	通常の買付け・積立投資	積立投資のみ	通常の買付け・ 積立投資
	⑧	配偶者間でのNISA資産の承継	可	不可	

②確定拠出年金、NISA制度の抜本拡充

つみたてNISA

非課税期間は**20年間** ① **無期限に**

- 人生100年時代を踏まえ、**取り崩しタイミングの自由度**を高める。

1年目 2年目 3年目 4年目 5年目 … 20年目 21年目 22年目 23年目 24年目 … 39年目 40年目 41年目 42年目 43年目 44年目



無期限に

③ ● 人生100年時代を踏まえ、**生涯に亘って**非課税投資を可とする。

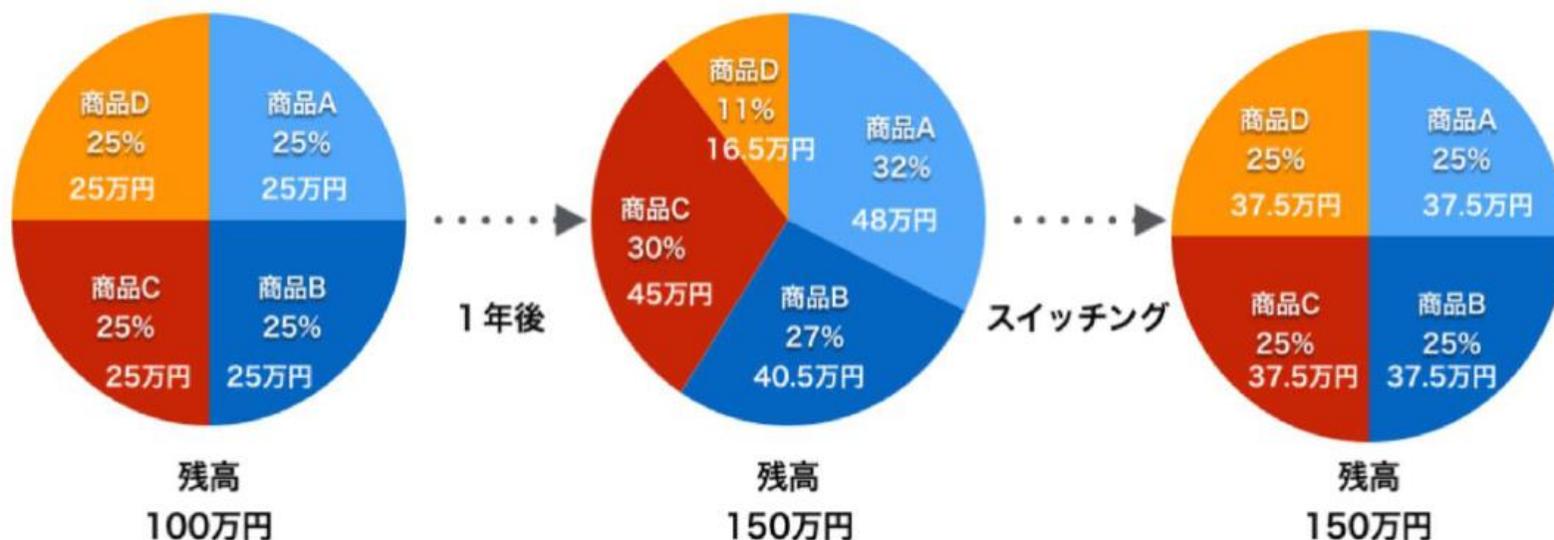
②確定拠出年金、NISA制度の抜本拡充

■NISA枠内でのスイッチングを可能に

●購入資産は、時間の経過とともに評価額が変動し、当初計画した資産配分と保有資産のバランスにギャップが生じる。

●NISAではすでに非課税枠を使い切っている場合、非課税枠内で運用商品を換金して、別の運用商品に買い換える（スイッチング）ことができない。当初計画した資産配分の再調整が可能となるよう、iDeCoで認められているスイッチングをNISAにも認めるべき。

■スイッチングのイメージ



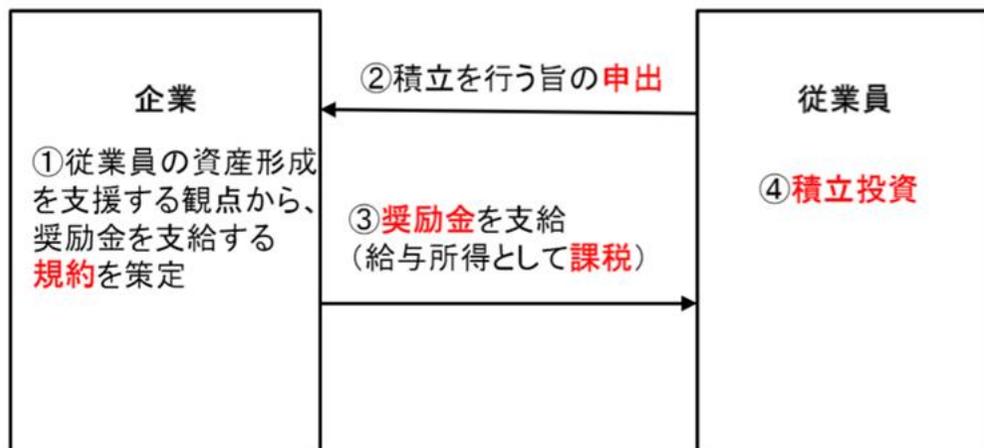
②確定拠出年金、NISA制度の抜本拡充

■つみたてNISA奨励金非課税制度の導入（再検討）

【要望事項】

企業が従業員に対して一定の要件を満たす規約に基づき支給する、つみたてNISA奨励金については、毎月1,000円を限度として非課税とすること(3年の時限措置)。

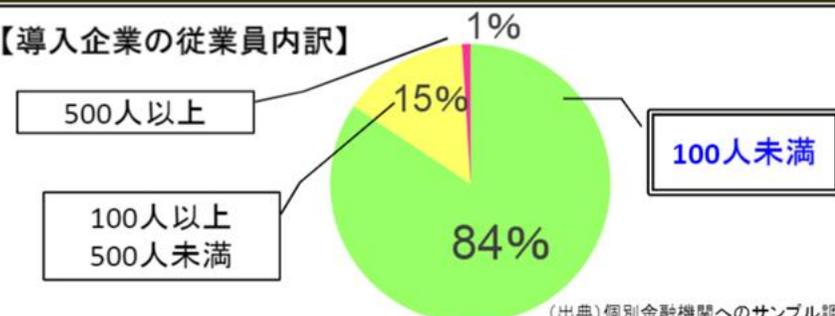
【つみたてNISA奨励金の概要】



・給与天引きによるNISA導入企業は、約700社
うち、奨励金を支給している企業は、約半数

(出典)大手証券会社3社調べ

【導入企業の従業員内訳】



(出典)個別金融機関へのサンプル調査

【つみたてNISAの利用・普及割合(比較)】



※1 給与天引きによるつみたてNISA導入企業で、奨励金を支給していない企業

※2 成人人口に占めるつみたてNISA口座数の割合

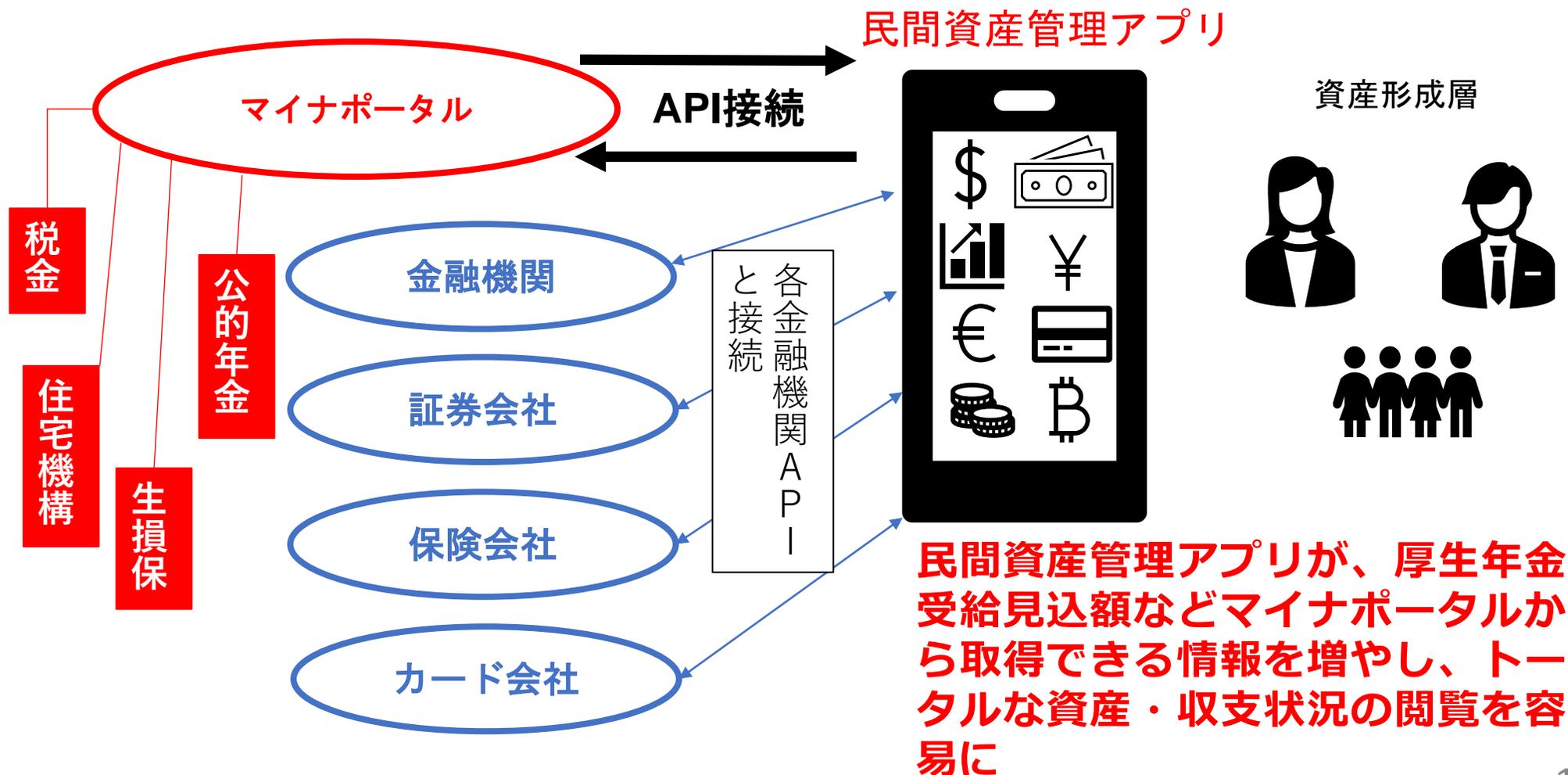
(出典)個別金融機関へのサンプル調査

出所：令和2年度税制改正要望項目 金融庁

③金融のAPIエコノミー強化

■民間資産管理アプリとマイナポータルとのAPI連携強化

資産形成層が公的年金を含む全資産をリアルタイムで一覧・管理できるよう、民間の資産管理アプリにマイナポータルの情報をAPI接続で可視化



民間資産管理アプリが、厚生年金受給見込額などマイナポータルから取得できる情報を増やし、トータルな資産・収支状況の閲覧を容易に

③金融のAPIエコノミー強化

■資産所得倍増のための政府ポイントの活用

資産所得増を促すため、一定期間におけるNISA口座の設定・新規買い付けで政府がマイナポイントなどのポイントを付与。ポイントを引き出す先はNISA口座に限定する。「投資を開始する資金が不足している」「損をしそう」という投資未経験者の背中を強力に押すツールに。

「投資を始められない理由」TOP10

1位	投資をするための資金が不足している	59.3%
2位	どのように始めたらいいかわからない	58.3%
3位	投資についての勉強の仕方がわからない	55.0%
4位	どのくらいの資金を用意すればいいかわからない	53.8%
5位	投資を始めるための知識の習得が難しそう	53.4%
6位	結局大損しそうな気がする	51.1%
7位	証券口座を開設する手間が面倒だと思う	38.9%
8位	投資をしている人が身近にいない	36.8%
9位	日々の情報収集などに時間が奪われるイメージがある	32.5%
10位	投資を始めるための事前準備に時間を割けない	30.0%

(注) 827人の投資未経験者による複数回答。

(出所) 「投資の始め方」に関する意識調査 (SMBC日興証券、2019年)

④投資フレンドリーな環境整備に向けた規制改革

要望事項①

FP向けの限定的な投資助言業など新たな制度の検討

中立的な立場から中間層を含む幅広い層に資産形成を促すため、登録を受けたFP等がライフプランニングと同時に限定的な投資助言を行えるようにする※

※FPは現在、具体的な商品をアドバイスすることができないが、これをつみたてNISA向けの投信など資産形成に適格な商品に限定してアドバイスを可能に

要望事項②

投資判断に資する情報提供のDX

(金融商品取引における書面交付原則のデジタル原則化の完遂※)

※本年5月27日規制改革推進会議答申の趣旨の完遂

(参考)2022年6月7日骨太方針からの抜粋

第2章 新しい資本主義に向けた改革

1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野

(1) 人への投資と分配

(「貯蓄から投資」のための「資産所得倍増プラン」)

(略)本年末に総合的な「資産所得倍増プラン」を策定する。その際、家計の安定的な資産形成に向けて、金融リテラシーの向上に取り組むとともに、家計がより適切に金融商品の選択を行えるよう、将来受給可能な年金額等の見える化、デジタルツールも活用した情報提供の充実や金融商品取引業者等による適切な助言や勧誘・説明を促すための制度整備を図る。

④規制改革：要望事項①の詳細その1

- 中間層を含む幅広い層の金融知識の習得・資産形成には、**中立的な立場**から、一人一人の資産に応じた**顧客本位**の助言が不可欠。
- 中立的な立場で顧客の資産を把握する独立系FPは約6万人超といわれ、限定した助言機能を付加することで、**金融経済教育と資産形成の推進役**として期待される。

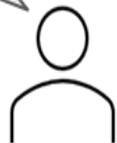
利用者のリスク選好度

相談先

業態間の位置づけ

既存の
FP業務

リスクは
取らない



FP事務所



- **家計全体を把握**し、ライフプランや資産ポートフォリオへのアドバイス
- 投資助言はしない

新たに創設
する業務

老後に向けて
資産形成したい



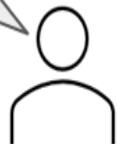
限定投資助言業登録を受けた
FP事務所等



- **家計全体を把握**し、ライフプランや資産ポートフォリオへのアドバイス
- NISA銘柄等の良質なインデックス投信などへの限定的な投資助言も行う

既存の
投資運用業

資産を
増やしたい



投資運用業者・銀行



- **顧客から預けられた資産を管理**
- 顧客の資産を増やすため、アクティブ運用も含めた総合的な投資運用を行う

④規制改革：要望事項①の詳細その2

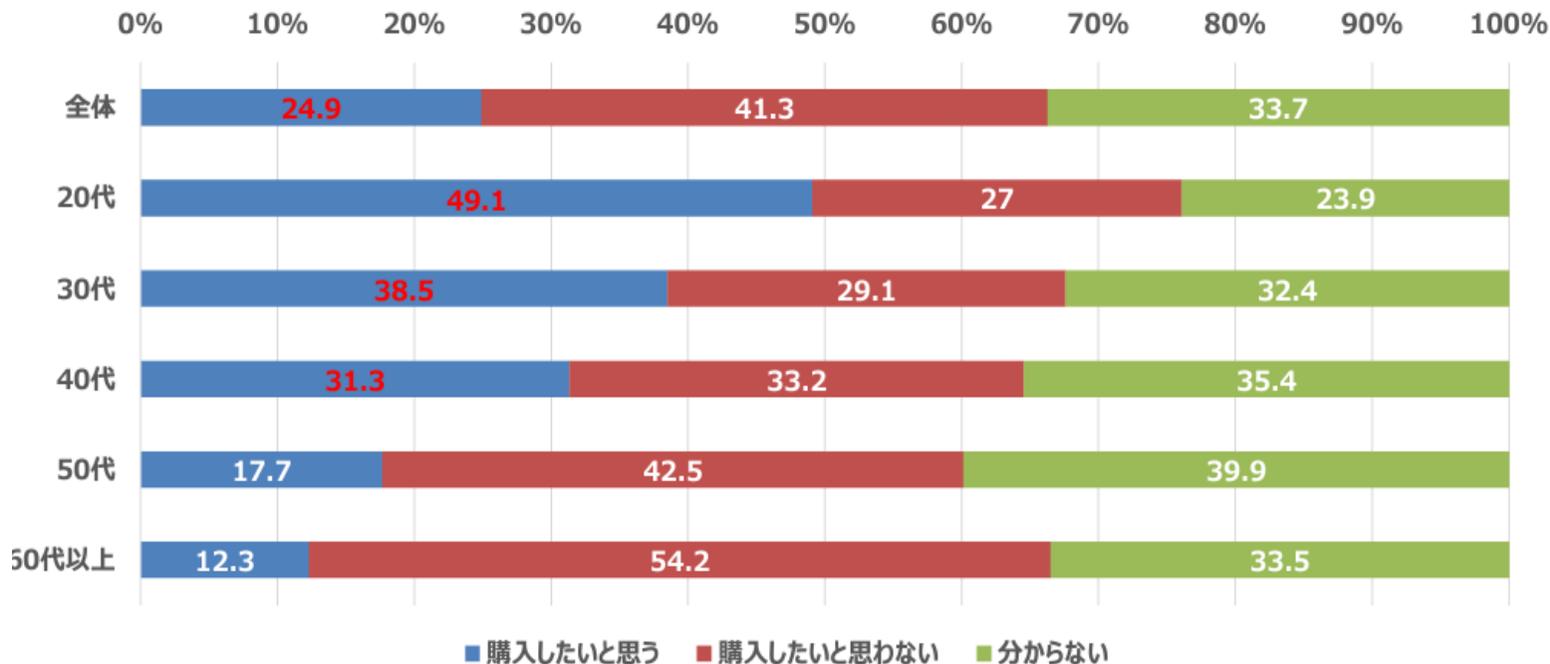
限定投資助言業の要件イメージ

- 適切な資格を保有していること（CFPなど+証券外務員（2種））
- 投資対象はNISA対象のインデックス型投資信託（円建）および安全資産（預貯金、国債・地方債、A格以上の債券）に限定
- 実際に商品を売買するのはあくまで顧客であり、限定投資助言業者は発注しない
- 限定投資助言業者は金銭や有価証券その他の資産の預託は受けない

● 中立的な金融アドバイザーの存在が資産形成を後押し

金融庁「リスク性金融商品販売に係る顧客意識調査結果(2021年6月30日)」によれば、「あなたの立場に立ってアドバイスしてくれたり、手続きをサポートしてくれる人がいたら、リスク性金融商品を購入したいと思うか」というアンケートに対し、20代で5割、30代で4割、全体平均では25%程度が「購入したいと思う」と回答。

アドバイスを受けることでの金融商品の購入意欲



(注) 「もし、あなたの立場に立ってアドバイスしてくれたり、手続きをサポートしてくれる人がいたら、リスク性金融商品を購入したいと思いますか。」という問への回答。「資産運用に関する知識がないから」、「購入・保有することに不安を感じるから」、「購入するのが面倒だから」、「普段忙しい/時間的なゆとりが無いから」、「勧誘されるのが面倒だから」と回答した者が対象であり、1,981件

(出所) 金融庁「リスク性金融商品販売に係る顧客意識調査結果(2021年6月30日)」

④規制改革：要望事項②参考資料～規制改革推進会議答申～

『規制改革推進に関する答申 ～コロナ後に向けた成長の「起動」～』（抄） (2022年5月27日 規制改革推進会議)

Ⅱ 各個別分野における規制改革の推進

6. デジタル基盤

(1) 社会のデジタル化の基盤整備

Ⅰ 金融商品取引における書面交付原則のデジタル原則化【令和4年内を目途に結論、結論を得た後可能なものから措置】

<基本的考え方>

デジタル社会の実現に向けて、**単なる書面・対面・押印の廃止にとどまらずアナログ原則から電子交付を原則とするデジタル原則への転換が求められる**。金融商品取引においては、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）等に基づき、目論見書や運用報告書など金融商品取引業者等が交付する書面は顧客の事前同意を取得することで、電磁的方法による交付が可能となる。しかし、同意取得という顧客の能動的なアクションを求める必要があることが電磁的方法による交付が拡大しない要因との指摘もなされている。デジタル社会への転換を加速するためには、紙での書面交付を希望する顧客に対して十分な配慮をした上で、**紙媒体を前提としたアナログ原則の規制からデジタル原則の規制へと転換する必要がある**。また、金融商品取引業者等は**デジタルの利点を活かす**ことで、単なる書面交付や形式的説明にとどまらないより分かりやすい説明や充実した情報提供を行うなど、**顧客本位の業務運営の徹底と国民の金融リテラシー向上の観点から、家計の金融商品への理解度をより高め、適切な投資判断に資するとともに成長の果実の分配を実現するための情報提供**が求められる。以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

金融庁は、**書面交付を原則とする金融商品取引における顧客への情報提供**について、**顧客の投資判断等に資する適宜・適切な伝達・受領確認・アクセス確保など「デジタル完結」の意義・効果のみならず**、金融商品取引業者等の環境配慮やコスト削減も踏まえ、**顧客の求めがない場合にはデジタルでの情報提供のみを行う、原則デジタル化**について金融審議会での検討を続ける。同審議会においては国内外の原則デジタル化に向けた改革の進展を踏まえ、**従来からの顧客への情報提供のデジタル化や、顧客に対するより分かりやすい情報提供のあり方**、対象とする顧客の範囲、書面交付を求める顧客の意思確認手法、必要な顧客保護のための措置など実務的対応も含めて結論を得、その結果に基づき、**法案提出等必要な措置を行う**。

